

和歌山県教育委員会から授与された教員免許状の有効期限が経過し、失効したことに基づく再授与申請に係る説明書

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・養護教諭・栄養教諭のいずれかの免許状を有する方で、教員としての実務年数と必要な単位を修得して上位の免許状を取得する場合の申請書類説明書（個人申請用）
（教育職員免許法別表第3、6、6の2、7の規定による申請）

1 申請にあたっての基礎資格

有することが必要な免許状	○教員免許状（1種又は2種）
教員としての必要実務年数	○上記免許状取得後、上記「有することが必要な免許状」に対応する教諭としての経験
必要修得単位	○上記の免許状取得後に修得した単位であることが必要（それ以前に修得した単位を活用することはできません。）

2 申請の提出先

＜送付先＞ 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県教育庁教育総務局教職員課企画調整班
電話番号：073-441-3650

3 提出書類

申請書類	留意事項
教育職員免許状検定願 （別記第7号様式）	和歌山県教育委員会HP「普通免許状申請」画面から「取得したい免許状種別」を選択の上、「教員経験と単位修得により、上位免許状を申請する場合」より申請書類を印刷の上、作成
誓約書（別記第5号様式）	上記に同じ
履歴書（別記第6号様式）	上記に同じ
人物に関する証明書	現在の勤務先の所属長に証明してもらうこと（現職者でない場合は、教職員課までお問い合わせください）
身体に関する証明書	上記に同じ
学力に関する証明書	○免許申請にあたり、必要単位を修得した大学等に、申請する免許状の種類、教科を申し出てください。 ○ 現在の法律に基づく 「学力に関する証明書」が必要です。 ⇒現在の法律において、必要な単位を取得できていない場合は、免許の授与ができません。
失効している教員免許状原本	免許管理者への返納若しくは、紛失している場合は、公的本人確認書類の写し（※1）及び下記の書類を提出してください。 【返納済】：教育職員免許状返納済届（※2）

	【紛失】：教育職員免許状紛失届（※2）
「有することが必要な免許状」の写し	「有することが必要な免許状」が有効期限の経過に伴う失効の場合、この申請と同時に再授与の申請を行う場合は、不要です。 裏表コピー（表面のみの記載の場合は、表面のみのコピー）し、余白に原本証明を行ってください。 （例）「この写しは原本と相違ありません。 令和 年 月 日 氏名」
戸籍抄本 （従前戸籍が確認できるもの）	失効している免許状及び保健師又は看護師免許証に記載されている氏名・本籍地から変更がある場合に必要
手数料（和歌山県収入証紙）	申請する免許状1件につき5,000円分の和歌山県収入証紙
免許状返信用封筒・切手	●封筒 ⇒ 角形2号 ●切手 ⇒ 申請する免許状が1～4種類 = 490円分 ⇒ 申請する免許状が5種類以上 = 560円分

※1 公的本人確認書類の写しは顔写真付きの本人確認書類（「運転免許証」「パスポート」「マイナンバーカード（マイナンバー記載のない表面のみ）」等）のうちいずれか1点若しくは、顔写真のない本人確認書類（「健康保険証」、「国民年金手帳」等）のうちいずれか2点を提出してください。

※2 教育職員免許状返納済届・紛失届の様式は下記よりダウンロードしてください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500300/classification.html>

※3 上記申請書類の審査につき、追加書類の提出をお願いする場合がございますので、予め御承知おき願います。